

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要

1 マイナンバー制度の概要

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

マイナンバー（個人番号）や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されており、申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類にマイナンバーや法人番号を記載する必要があります。

2 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、給与等の支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認と身元（実存）確認を行う必要があります。

マイナンバーカード(イメージ)



本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード
(番号確認と身元（実存）確認)
- 2 通知カード + 運転免許証、保険証等※
(番号確認) (身元（実存）確認)

※事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類以上必要です。

通知カード(イメージ)



給与等の支払いを受ける方は、個人番号（マイナンバー）の提示を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

3 給与所得の源泉徴収票の主な変更点



給与の支払者が税務署に提出する平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等のマイナンバーまたは法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、A6サイズからA5サイズに変更されています。

年末調整に関するお問い合わせは、役場住民課税務係（TEL 32-2422）

名寄税務署（TEL 01654-2-2157）までご相談ください。